

運営：特定非営利活動法人 輝HIKARI

当団体は、障がいのある方々へ支援をされている、全国各地の皆様と交流を重ねています。そこで学んだ、地域の特性をいかした「良き支援」を取り入れ、共助の心を大切に、我が地域にも相互共有を行っています。また、当団体にご縁をされる全ての方々が「ひかり輝き」、住み慣れたまちで「自分らしく生きる」ことを応援しています。

【特定非営利活動法人 輝HIKARI 本部】

さいたま市見沼区大和田町1-958-1 KCC3ビル3階
TEL:048-675-2800 FAX:048-610-8743

放課後等デイサービス

輝HIKARI志木

埼玉県志木市上宗岡 2-8-12
TEL:048-475-4065 FAX:048-475-4066



輝HIKARIさいたま

さいたま市見沼区丸ヶ崎町 7-1
細井第2ビル 1F
TEL:048-793-4148 FAX:048-793-4149



多機能型事業所CoCoRear

埼玉県志木市上宗岡 2-8-13
TEL:048-485-8034 FAX:048-485-8134



児童発達支援

輝HIKARIみらいキッズ

さいたま市見沼区大和田町 2-1245-1 1階
TEL:048-812-8167 FAX:048-812-8169



CoCoRearはぐ

埼玉県志木市上宗岡 2-8-13
TEL:048-487-7526 FAX:048-487-7536



相談支援事業所 相談室 HIKARI

埼玉県志木市上宗岡 2-8-12
(輝 HIKARI 志木内)
TEL:048-486-9250
FAX:048-486-9260

訪問人浴介護
ハートぷれいす
HIKARI
埼玉県蓮田市蓮田 3-84-2
TEL:048-765-1260
FAX:048-765-1261

輝HIKARIは、障がいのある子どもたちが、
心豊かに育ちあうまちづくりのために活動します。

- 子どもたちが、楽しく、安心して過ごせる環境のなかで、こころとからだの発達を促し、それぞれの個性と生活力を引き出す、遊びと学びの体験の場を提供します。
- 子どもたちが社会の構成員として心豊かに暮らせるように、地域交流やネットワークづくりを通して、ご家族、支援機関、地域の皆様とのつながりを深めます。
- お客様の思い、ご家族の願いを受け止め、個別支援計画として共有し、成長する姿を見守りながら、ひとりひとりに必要な支援や関わりを考えます。



事業所概要

事業所名	輝 HIKARI みらい (ひかりみらい)
所在地	〒337-0053 さいたま市見沼区大和田町 2-1245-1 2階
TEL/FAX	TEL:048-812-8757 FAX:048-812-8759
ホームページ	http://mirai.support-hikari.net
E-mail	mirai@support-hikari.net



放課後等デイサービス

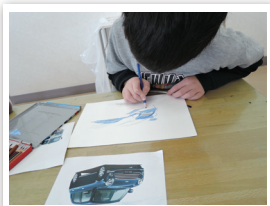
輝HIKARI みらい

ご利用案内

輝HIKARIみらいは、「からだを動かすこと」
「集中して取り組むチカラ」を身につけられるよう、
お子さまの成長をサポートしていきます！



「からだを動かすこと」「集中して取り組むチカラ」を 身につけられるよう、お子様の成長をサポートしていきます!



学習支援

学校での学習課題(宿題)の見守り
確認、指導などを支援します。

Study



創作体験

好きなことを楽しみながら、夢中にな
って取り組むことから、絵画、音楽
など、個性を引き出す機会を提供
します。

Art



運動体験

自然の中で思いきり走ったり、跳ん
だり、スポーツを通して、楽しみなが
ら、運動能力や集中力を引き出す機
会を提供します。

Sports



社会生活体験

買物、調理、季節の行事、地域の人との
交流などを通して、さまざまな生
活体験の機会を提供します。

Social Skill



ご利用案内

要件	受給者証(各市町村)
定員	10名/日
開所日	放課後等デイサービス 月～金 14:00～17:30 学校休業日 10:00～16:00
休業日	日曜日、祝日、年末年始、夏季休業、 職員研修日
費用	(1) 利用料金 児童福祉法に定めるサービス料金の一部負担 です。毎月の利用料金負担の上限額が世帯収 入等によって定められているため、さらにご 負担が少なくなることもございます。 (2) その他の費用 ① 創作的活動に係る材料費、その他日常生活 においても通常必要となるものに係る費用に ついては、事前に説明のうえ、実費をご負担 頂きます。 ② おやつ代 100円/日
学校休業日 の昼食	基本的にはお弁当の持参をお願いします。

ご利用の流れ

① 見学・面談

★ お子様と一緒に見学にお越し頂き、
お子様の状況、ご家族が考える課題や、
目標等をお聞かせください。

② 受給者証の手続き

お住まいの市町村の担当窓口にて申請を
行い、受給者証の発行を行って頂きます。
療育手帳がなくても障害が認められる、
または想定される場合は、受給者証を取得
することが可能です。

※受給者証の手続きに必要なもの:
印鑑、療育手帳または、医師の診断等

③ 利用申込・契約

★ 見学、面談などでご納得頂けた場合、
ご利用契約を行います。いよいよ、
ご利用開始です。

運動や創作、社会生活体験など、
いろいろな体験をしてみましょう!

放課後等デイサービス

個別支援

集団あそび

おわりの会

片付け

はじめの会

おやつ